

職免

根拠となる法令等

四万十町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について、必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員については、教育委員会とする。）又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、町長が定める場合

四万十町県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

(職務に専念する義務の免除)

第2条 条例第2条第1号及び第2号に規定する場合を除くほか、県費負担教職員があらかじめ教育委員会又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる場合を次のように定める。

- (1) 町又は県の特別職の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (2) 当該県費負担教職員の職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (3) 町の行政の運営上その地位を兼ねることが、特に必要と認められる公共的団体等の役員又は職員の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合
- (4) 国又は地方公共団体の機関、学校、公共団体等の委嘱を受けて講習、講義等を行う場合
- (5) 当該県費負担教職員の職務上の教養に資する講習、講義等を受講する場合
- (6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学の通信教育を受ける者が所定の授業科目の単位数を修得するため面接授業を受ける場合
- (7) 教育又は研究のため他の事業又は事務に従事する場合
- (8) 国又は地方公共団体が行う当該県費負担教職員の職務に関連のある試験を受ける場合
- (9) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第49条の2の規定により不利益処分に関し審査の請求をし、又はこれらの審理のため、県人事委員会の要求を受けて出頭する場合
- (10) 職員団体の代表者として法第53条第7項の規定による口頭審理に出頭する場合
- (11) 職員団体の代表者として法第55条第8項の規定により県の当局と交渉する場合
- (12) 法第55条第11項の規定により県の当局に対し不満を表明し、又は意見を申し出る場合
- (13) 職員団体の運営のため、特に必要と認められる会合又は業務に参加する場合
- (14) 公立学校教職員選考審査試験の受験日及び当該試験に必要な健康診断を受ける場合
- (15) その他前各号に準ずる特別の事由がある場合

第3条 教育委員会の委任を受けた者が、前条第15号の規定により、県費負担教職員の職務に専念する義務を免除しようとするときは、あらかじめ教育委員会の意見を聴かなければならない。

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例

(休日勤務等の代替の職務専念義務免除)

第7条 任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する教育職員については、その所属する市町村(市町村の組合を含む。))の教育委員会とする。次項において同じ。)は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教育職員(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第11条第1項の規定により代休日を指定され、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した者を除く。)には、当該勤務日の翌日から7日以内に当該勤務時間に相当する時間の範囲内で1時間を単位として職務に専念する義務を免除するものとする。

- 2 任命権者は、正規の勤務時間を超える勤務を命ぜられた教育職員であって、その勤務による疲労のため休養を要すると認められるものには、その正規の勤務時間を超える勤務が終了した日又はその翌日に、疲労回復に必要があると認める時間、職務に専念する義務を免除することができる。

献血への協力と服務上の取り扱いについて(16高教職第682号 平成16年9月27日)

職務専念義務の免除について

(四万十町教育委員会学校教育課長事務連絡 平成30年10月11日)

免除事例

- 厚生に関する計画の実施に参加する場合 … 例：人間ドック再検査 等
- 職務上の教養に資する講習、講義等を受講する場合 … 例：教員免許状更新講習 等
- 大学通信教育の面接授業を受ける場合 … 例：スクーリング受講 等
- 職務に関連ある試験を受ける場合 … 例：校長・教頭任用候補者選考審査 等
- 公立学校教職員選考審査試験を受ける場合 … 例：教員採用候補者選考審査
試験に必要な健康診断の受診 等
- その他特別な事由がある場合 … 例：選手として国体等への参加
体育大会役員業務・献血 等

書類の流れ（献血に係る職免を除く）

		校長	担当	各人
1	関係書類を添えて、職務専念義務免除願を校長に提出（1部）			○
2	校長の承認	○		
3	出勤簿に職免の表示		○	
4	承認書類の原本を受け取る			○
5	職免			○
6	写しを4-1-48 職務専念義務免除願ファイルで学校保管		○	

※校長および3日を超える場合は地教委へ1部提出

※四万十町県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第15号にかかる「特別の事由がある場合」（県の条例や高知県教育委員会からの通知文書により示されているものを除く）については、あらかじめ町教委の意見を聴くこと。

献血の取り扱い

1. 免除する職員の範囲

日本赤十字社高知県赤十字血液センターが実施する以下の献血事業（全血献血、成分献血）に、同センター、高知県職員献血協力会または各保健所の要請により協力する職員（臨時的任用職員を含む。）

- (1) 移動献血車が学校の近隣にある市町村庁舎等で献血を実施しているときに、市町村または各保健所から学校に献血への協力要請があった場合
- (2) 高知県赤十字血液センターが、血液を緊急に必要とする場合に職員に要請して同センター一本町出張所（通称：献血ルーム「ハートピアやまもも」）において実施する献血

2. 免除の手続き

- (1) あらかじめ学校長の承認を受ける。（口頭で差し支えない）
免除する時間は献血に必要な時間。（往復の移動時間も含む）
- (2) 献血終了後、「献血事業への協力のための職務専念義務免除管理簿」に献血に要した時間等を記入し学校長の確認を受ける。
- (3) (2)により確認した時間で、出勤簿の処理を行う。管理簿は学校で保管する。

献血事業への協力のための職務専念義務免除管理簿

			所 属				
実施年月日	職 名	氏 名	実施場所（いずれかに○）		要した時間 （時間数）	学校長 確認印	出勤簿 整理
			移動献血車	ハートピアやまもも			
					： ～ ： （ 時間 分）		
					： ～ ： （ 時間 分）		
					： ～ ：		

3日以内の場合

平成●×年 8 月 1 日

四万十町立 榊山小 学校長 様

職名 教諭 氏名 四万十 花子 印

職 務 専 念 義 務 免 除 願

下記により職務に専念する義務を(有給・無給)で免除されたいので承認願います。

記

事 由	高知県バレーボール大会 役員業務
期 間	平成●×年 8 月 13 日 (月) 9 : 00 から 日 5 時間 15 分 平成●×年 8 月 13 日 (月) 15 : 00 まで
備 考	移動時間を含め勤務時間内で記載する。(休憩時間除く) 記入例の場合: 9:00~15:00 の 6 時間 - 休憩時間 45 分
添付書類	大会役員委嘱状 1 部

承認する ・ 承認しない

平成●×年 8 月 2 日

四万十町立 榊山小 学校長
土佐 太郎 印

※ 校長以外 3 日以内の場合 1 部提出

3日を超える場合

平成●×年 8 月 1 日

四万十町教育委員会 様

四万十町立 榊山小 学校

職名 教諭 氏名 四万十 花子

印

職 務 専 念 義 務 免 除 願

下記により職務に専念する義務を(有給・無給)で免除されたいので承認願います。

記

事 由	教員免許状更新講習
期 間	平成●×年 8 月 21 日 (火) 11:30 から 3 日 4 時間 30 分 平成●×年 8 月 24 日 (金) 16:45 まで
備 考	
添付書類	講習開催要項 1 部

移動時間を含め勤務時間内で記載する。(休憩時間除く)

記入例の場合:

8/21 11:30~16:45 の【4 時間 30 分】(休憩時間の45分除算)

8/22~24 8:15~16:45 の【3 日】(休憩時間の45分除算)

職免時間 【4 時間 30 分】+【3 日】= 3 日 4 時間 30 分

校 長 副 申	学校運営上の 支障の有無	無し
	免除した場合 の措置	特に無し
	総合的な意見	学校運営上の支障がないので許可をお願いします。
	四万十町立 榊山小 学校長 土佐 太郎 印	

承認する ・ 承認しない

平成 年 月 日

四万十町教育委員会

印

※ 校長、校長以外3日を超える場合 1部提出

祝日に時間で勤務を命じた場合

平成●×年 9 月 2 5 日

四万十町立 榊山小 学校長 様

職名 教諭 氏名 四万十 花子 印

職 務 専 念 義 務 免 除 願

下記により職務に専念する義務を（有給・無給）で免除されたいので承認願います。

記

事 由	9 月 23 日運動会業務による休日勤務（7 時間）の代替のため
期 間	平成●×年 9 月 2 5 日（火） 9：00 から 日 7 時間 分 平成●×年 9 月 2 5 日（火） 16：45 まで
備 考	公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例第 7 条第 1 項による
添付書類	

【休日勤務等の代替の職務専念義務免除】第 7 条第 1 項
任命権者は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教育職員（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 11 条第 1 項の規定により代
休日を指定され、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した者を除く。）には、当
該勤務日の翌日から 7 日以内に当該勤務時間に相当する時間の範囲内で 1 時間を単位
として職務に専念する義務を免除するものとする。

承認する

承認しない

平成●×年 9 月 2 5 日

四万十町立 榊山小 学校長
土佐 太郎 印

※ 校長以外 3 日以内の場合 1 部提出

職員の疲労回復として与える場合

平成●×年 1 月 1 0 日

四万十町立 榊山小 学校長 様

職名 教諭 氏名 四万十 花子 印

職 務 専 念 義 務 免 除 願

下記により職務に専念する義務を（有給・無給）で免除されたいので承認願います。

記

事 由	1 月 18 日スキー教室児童引率業務による正規の勤務時間を超えた職員の疲労回復
期 間	平成●×年 1 月 1 9 日（ 金 ） 1 4 : 4 5 から 日 2 時 間 分 平成●×年 1 月 1 9 日（ 金 ） 1 6 : 4 5 まで
備 考	公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例第 7 条第 2 項による
添付書類	スキー教室開催要項

【休日勤務等の代替の職務専念義務免除】第 7 条第 2 項
任命権者は、正規の勤務時間を超える勤務を命ぜられた教育職員であつて、その勤務による疲労のため休養を要すると認められるものには、その正規の勤務時間を超える勤務が終了した日又はその翌日に、疲労回復に必要なと認める時間、職務に専念する義務を免除することができる。

承認する ・ 承認しない

平成●×年 1 月 1 0 日

四万十町立 榊山小 学校長
土佐 太郎 印

※ 校長以外 3 日以内の場合 1 部提出